

# タイの森林破壊と生態系の攪乱(Ⅱ)

田 坂 敏 雄

## —目 次—

### 第1章 農村過剰人口と森林破壊

1. タイの森林型
  - 1.1. 森林型の成因
  - 1.2. 森林型の地域構成——1961年段階——
2. 森林破壊の大きさ
  - 2.1. 人工衛星ランドサットの森林調査
  - 2.2. 森林破壊の諸形態 (以上第12巻3・4合併号)
3. 農村住民の流動と「不法侵入」 (本 号)
  - 3.1. 経済の地域的不均等発展と農村人口の流動
  - 3.2. 「不法侵入」の諸形態

### 第2章 森林破壊と生態系の攪乱 (以下次号)

1. 森林生態系と環境保全的効用
  - 1.1. 生態系と人間活動
  - 1.2. 森林生態系と環境保全的な効用
2. 塩害の拡大と稲作被害
  - 2.1. 東北タイの地質と土壌
  - 2.2. 塩害の発生メカニズム
  - 2.3. 塩害地域と稲作被害
3. 土壌侵蝕の広域化と侵蝕被害
  - 3.1. 土壌侵蝕の発生因子
  - 3.2. 土壌侵蝕の諸形態
  - 3.3. 侵蝕地域と被害
4. 旱魃と洪水
  - 4.1. 気候システムと旱魃
    - 4.1.1. 降水量の傾向的低下
    - 4.1.2. エルニーニョ現象と少雨

4.1.3. 森林破壊と大気

4.2. 東北タイの水文と洪水

5. 小括

——自然と社会の再生産の危機——

### 3. 農村住民の流動と「不法侵入」

われわれはこれまで、タイの森林破壊がどのような広がりをもって、またどの地域の、どのような森林型において進んでいるかを観察し、それを通じて森林破壊の諸形態を検出してきた。そして、森林破壊の主要な形態の一つは、農村住民による入植耕作形態での焼畑→換金畑作物栽培であることを確認した。しかし、この森林破壊を農村住民の「原罪」の問題として捉えてはならない。この問題は、タイの資本蓄積様式が内包する危機の、国土的側面における現象形態とみななければならない。というのは、この国の「開発独裁」主導による従属的資本主義化が農工間の不均等発展を拡大し、「都市と農村の対立」を極端にまで推し進めたからである。それは、バンコク首都圏において「過剰都市化」現象を引き起す一方、東北部の農村地域において一国の経済発展全体から取り残された、慢性的な「困窮地域」を創り出した。農村住民による入植耕作と森林破壊は、こうした経済の地域的不均等の必然的結果であり、従属的資本主義化が引き起した国土＝環境問題の発現形態であるといえる。

本節の課題は、主として東北タイに焦点を当て、農村住民による「不法侵入」の要因を解明しつつ、その具体的な形態を闡明にすることである。

#### 3.1. 経済の地域的不均等と農村人口の流動

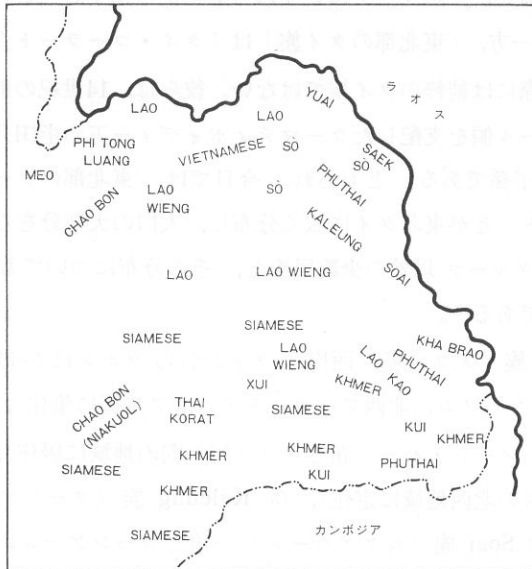
##### 3.1.1. 東北タイの人口増加と森林資源

(1) 経済の地域的不均等発展が激化する1970年代に、慢性的な「困窮地域」である東北タイにおいて人口の急増がみられ、「土地/人口」比率が急速に悪化した。東北部の過剰人口は、これを一つの要因として、1970年代後半以降、向都移動を激増させるが、他方、森林地域への「不法侵入」も60年代に引きつい

て増大させた。

いま、東北タイにおける人口増大と森林資源の問題を考えるにあたり、いわばその〈人口〉の中身についても若干の知識をもっておくことが必要である。というのは、東北タイのコーラート高原は、古来より血統・言語・習慣の相異なる多くの種族やグループが移動を繰り返してきた地域であり、今日この地域には多くのエスニック・グループが共住しているからである。それゆえ、人口の増大といい、人口の流動というも、このエスニック・グループの増大であり、流動である。もっとも、最近ではバンコク政府の同化政策により、東北タイの住民は全てタイ人と見做され、別の名称で呼ばれることは少ない。しかし、コーラート高原の各地に居住する主要グループは、近年混血・同化がすすんでいるとはいえ、種族的には「東北部のラーオ族あるいはタイ族」とするこ

図1-12 東北タイのエスニック・グループの分布



(出所) W. Donner, *op. cit.*, Fig.112. ただし、原資料は、W. Blanchard, *Thailand: its People, its Society, its Culture*. HRAF Press. 1958.

とができる。

「東北部のラーオ族」は大きく三つのグループに分けることができる。ここでは、図1—12を参考にしながら、彼らの地域的分布について概観しておこう<sup>39)</sup>。

①ラーオ・ウィエン (Lao wieng)：このグループは、ウドンターニー県西部、チャイヤブーム県、ナコンラーチャシーマー県とローイエット県の一部に分布しているが、とくにウボンラーチャターニー県とシーサケート県のクカン郡に多く定住している。

②ラーオ・カーオ (Lao Kao)：ウドンターニー県東部からローイエット県を経てウボンラーチャターニー県にかけて伸びる地域に分布している。

③ラーオ・プアン (Lao Phuan)：ローイエット県にわずかに居住している。

これらのラーオ族はそれぞれ言語が少し異なり、「民族形成」の歴史的経過も異にしているが、そのルーツはいずれも雲南から南下してきた古代タイ族の一派である。一方、「東北部のタイ族」は「タイ・コーラート」として知られているが、実際には純粹のタイ族ではない。彼らは、14世紀の前半にコーラート高原のクメール領を支配したラーマティボディー王の屯田兵と、クメール女性との間の子孫である。ともあれ、今日では「東北部のラーオ族」と「タイ・コーラート」とが東北タイに広く分布し、人口の大部分をなしている。なお、この二大グループ以外の少数民族と、その分布についても略記しておけば、次のようである<sup>40)</sup>。

① Phuthai 族 (メコン河の西岸、ウドンからウボンにかけて居住)、② Yuai 族 (ナコンパノムの北西アーカートアムヌアイ郡に集住)、③ Sò 族 (ウドンの東部と、ノン・ハーン湖とメコン河の間の地域に居住)、④ Saek 族 (ナコンパノムの北西地域に定住)、⑤ Kaleung 族 (プーバン山脈の森林斜面に居住)、⑥ Soai 族 (ムクダハーンの一角とコーンケーンのノンソーン郡に点在)、⑦ Kha Brao 族 (ウボンのチャーヌマーン郡とゲームラート郡の森林高地に居住)、⑧ Kui 族 (ウボン、シーサケート、スリンに集住、人口最大)、⑨ Chaobon 族 (ペッチャブーン山脈の山岳民族)、などである。

## タイの森林破壊と生態系の攪乱(II)

表1-6 東北タイの人口増加 (単位:人/%)

Agro-Economic Zone		1960年 人 口	1970年 人 口	1980年		人口増加率	
				人 口	人口密 度/km <sup>2</sup>	1960~ 70年	1970~ 80年
Zone 1	1 Nakhon Phanom	436,482	564,879	768,617	78.0	29.4	36.1
	2 Sakon Nakhon	426,755	598,334	805,721	83.9	40.2	34.7
	3 Nong Khai	256,530	443,984	618,316	84.3	73.1	39.3
	4 Udon Thani	744,174	1,113,232	1,462,199	93.8	49.6	31.3
	5 Loei	210,535	324,684	441,342	38.6	54.2	35.9
	6 Mukdahan	—	—	—	—	—	—
Zone 2	7 Yasothon	—	—	400,002	96.1	—	—
	8 Ubon Ratchathani	1,130,712	1,484,702	1,617,963	85.6	31.3	9.0
Zone 3	9 Kalasin	426,795	571,121	722,581	104.0	33.8	26.5
	10 Khon Kaen	844,075	1,048,656	1,253,575	115.2	24.2	19.5
	11 Maha Sarakham	499,373	612,832	733,144	138.5	22.7	19.6
	12 Roi Et	668,193	785,329	948,234	114.3	17.5	20.7
Zone 4	13 Buri Ram	583,585	799,613	1,098,255	106.4	37.0	37.3
	14 Si Sa Ket	601,356	796,295	1,063,253	120.3	32.4	33.5
	15 Surin	581,732	755,283	999,795	123.1	29.8	32.4
Zone 5	16 Chaiyaphum	486,472	632,241	817,594	64.0	30.0	29.3
	17 Nakhon Ratchasima	1,094,774	1,493,955	1,948,287	95.1	36.5	30.4
計		8,991,543	12,025,140	15,698,878	93.0	33.7	30.5
全 国		26,257,916	34,397,374	44,824,540	87.4	31.0	30.3
中 部		8,271,302	10,611,877	14,423,343	138.8	28.3	35.9
北 部		5,723,106	7,488,683	9,074,103	53.5	30.8	21.2
南 部		3,271,965	4,271,674	5,628,216	79.6	30.6	31.7

(出所) National Statistical Office, 1960 *Population Census*. 1970 and 1980 *Population and Housing Census*. より作成。

(注) 1) 「中部」の数値には「バンコク首都圏」のそれを含む。

2) Yasothon 県は1972年, Ubon Ratchathani 県より分離・独立し, Mukdahan 県は1983年, Nakhon Phanom 県より分離・独立した。そのため, 上記数値が欠落している。

(2) さて、東北タイの人口は、このような多数のエスニック・グループを内に含みながら、1960年代以降、急増していく。表1—6は、人口センサスによって東北タイの人口増加の様子をみたものである。同表によれば、いずれのセンサス年でも東北部の人口が中部のそれを上回っているが、別の資料によると、1971年までは中部が地域別人口比で第1位であり、東北部が第1位になるのは72年以降だという<sup>41)</sup>。いずれにしても、このような人口規模拡大の基礎には、この地域における急激な人口増大があったわけであり、その増加率は1960～70年33.7%、70～80年30.5%であった。それは、いずれの期間においても全国平均を上回った。ただ、70年代の東北部の人口増加率は中部のそれを5ポイントも下回っているが、これは、統計上、バンコク首都圏が中部に含められ、その人口膨張が反映したためである。この膨張には東北部からの人口流入が大きく寄与しているのである。

ともあれ、東北部における人口増大と人口規模の拡大は、当然、人口密度の増大に帰結する。同地域の1 km<sup>2</sup> 当りの人口密度は、1973年81人、76年87人、78年91人、82年102人と上昇していった。東北部の人口密度は、いずれの年においても全国平均を上回っている。いま、表1—6によって、農業経済区別に人口増加率と人口密度の指標を比較してみよう。まず、Zone 4は増加率と密度がともに高く、人口圧力の最も高い地域である。この地域は、農外の雇用機会に乏しく、そのうえ毎年、大規模な旱魃に見舞われるため、バンコクへの人口流出の高い地域である。Zone 3は人口密度が高いチー川流域の稲作地域であり、同地域のカーラシンとマハサーラカームの2県は森林破壊率が25%以上(1978～82年)と高く、またコーンケーンとローイエットの2県はバンコクへの流出人口が1万人以上と極端に高い。Zone 1はノンカイを筆頭に人口増加率がきわめて高い地域であるが、人口密度の方は相対的に低い。この地域は1960年代に県間人口交流率が高い地域であり、他県からの人口流入が大きな地域であった。また、すでに指摘したように、同地区のウボンとルーイの2県は森林破壊が50万ライ(1978～82年)を超える破壊激化地帯であった。最後に、Zone 5は人口増加率の高い地域であり、同時に森林破壊とバンコクへの

タイの森林破壊と生態系の攪乱 (II)

人口流出がともに高い地域である。

このように見てくると、人口増加が都市への人口流出とともに森林地域への「不法侵入」と深く関わっていることが明らかである。いま、それを再確認する意味で、表1-7を掲げよう。「人口/森林面積」密度指標をとると、東北部のこの密度は1 km<sup>2</sup> 当り73年270人、76年367人、78年496人、82年646人と急増傾向にある。とくにZone 3は「人口/森林面積」密度が突出しているが、この地域は森林壊廃率が26.2% (1978~82年) と東北部最高の高さであったことを考えると、当然といえるであろう。なかでも、マハサーラカム県4,543人、ローイエット県3,638人と、対森林人口密度が高い。このように、森林面積に対する人口密度(表1-7)の方が、県面積に対する人口密度(表1-6)よ

表1-7 東北タイの森林面積当り人口密度 (単位:人/km<sup>2</sup>)

県名	1973	1976	1978	1982
Nakhon Phanom	148.1984	231.0875	361.8047	424.5759
Sakon Nakhon	148.6047	252.5633	402.9932	454.7392
Nong Khai	197.1026	354.0290	715.4536	861.4236
Udon Thani	198.1025	280.9738	375.8446	550.8680
Loei	68.2788	89.5611	92.3421	134.3015
Yasothon	444.7292	569.6218	646.1387	862.5438
Ubon Ratchathani	141.8472	227.4229	322.2649	388.7205
Kalasin	307.0411	387.2020	459.8414	710.1525
Khon Kaen	514.0691	644.8381	804.2137	1,138.349
Maha Sarakham	1,929.820	2,491.728	3,030.161	4,542.738
Roi Et	991.3494	1,668.594	2,819.034	3,638.077
Buri Ram	376.2064	688.7576	1,407.790	1,567.967
Si Sa Ket	457.1909	675.9471	884.5906	1,117.833
Surin	469.9356	904.8986	2,056.969	2,343.728
Chaiyaphum	128.4181	204.4294	307.6600	423.3930
Nakhon Ratchasima	289.7104	333.7998	530.4898	682.3562

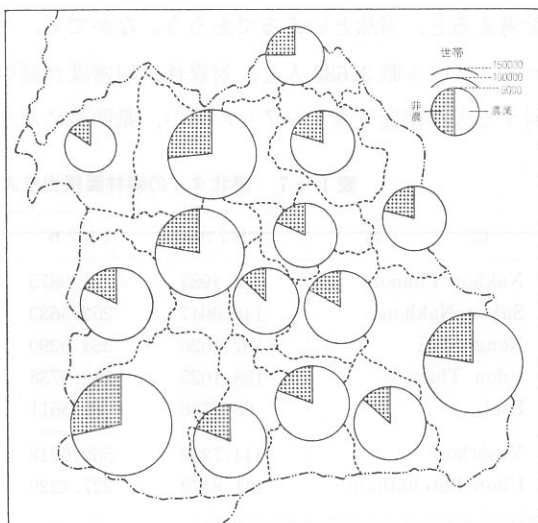
(出所) Somthawin Sungsuwan, *A Study on the Causes of Deforestation in Northeast Thailand*. Thammasat University. (経済学部修士論文) 1985. Table 18.

りずっと高いということは、急速な森林破壊が進行していること、あるいは人口圧力と森林植生とは逆比例の関係にあることが明らかである。

ところで、東北部の地域労働市場の特徴は、畑作と稲作の日雇しか、しかも田植や刈取りの労働ピーク期にしか労働需要が発生せず、非農の就業機会がほとんど発達していないことである。このような労働市場のもとでは、農村過剰人口は賃労働プロパーの労働者として農村内に包摂されず、絶えず都市へ押し出されるか、あるいは反対に「不法侵入」に向かわされ小農民化を強制されることになる。

図1-13は、各県別に人口規模と農・非農比率をみたものである。東北部の工業化の成長センターとしての位置にあるナコンラーチャーシーマー県とウドンターニー県を除いて、いずれの諸県においても非農世帯比率が25%を下回り、非農就業の機会が狭隘で地域労働市場の展開がみられない。また、同図の非農世帯の非農就業

図1-13 東北タイにおける非農世帯の割合  
(1970年段階)



(出所) W. Donner, *op. cit.*, Fig. 118, ただし、原資料は、NSO, *The 1970 Population and Housing Census.*

が狭隘で地域労働市場の展開がみられない。また、同図の非農世帯の非農就業といっても、タピオカやサトウキビなどのアグロ関連の就業であって、工業関連の非農就業は少ない。

以上、東北部において人口の急増にもかかわらず地域労働市場が未展開であり、人口の過剰化現象が広く進展していることが明らかである。しかも、この地域の住民の90%は農民であるから、地域の人口成長率の速さと人口密度の上



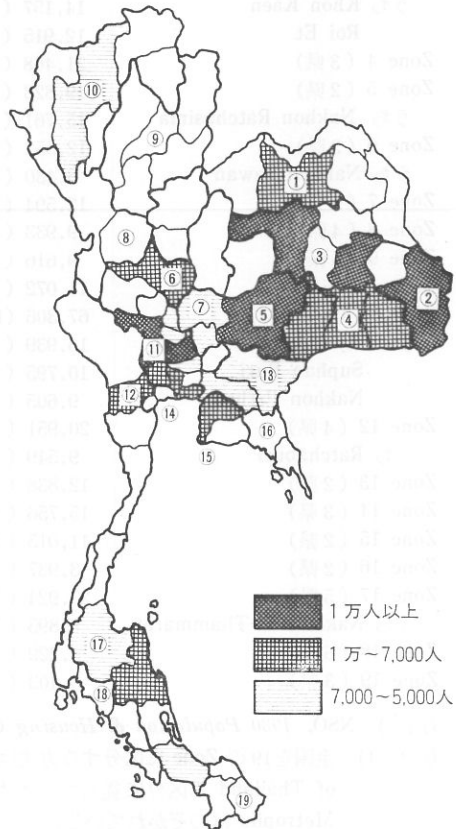
昇は、必然的に農地に対する圧力を高めずにはおかない。過剰人口の農民化と農業生産の拡大に見合う農地需要の増大は、農地利用の集約化の方向ではなく農地の外延的拡張へと向かわせ、森林地域への「不法侵入」を激増させることになる。

### 3.1.2. 向都移動と首都圏労働市場

(1) 東北部に蓄積された過剰人口は、入植耕作しつつ農村地域内を流動するだけでなく、都市への排水溝が開かれれば就業機会と所得を求めて向都移動を開始する。いま、バンコク首都圏への流入者数を人口センサスにより整理すれば、表1-8のようである。また、その「給源」地域を視覚的に理解するために図1-14を準備した。当面の考察対象である東北部のみに限定し、若干の解説を加えておこう。

バンコク首都圏への流入者は、1970年代前半までは中部出身者が大量をなしていたが、後半に入ると東北部出身者が優勢となり、以後東北部からの流入者が全体の40%強をしめるに至っている。東北部からの「出稼ぎ」は古くは19世紀末に遡ることができ、彼らは主として中部農村の稲作やプランテーションに雇用されていたが、バ

図1-14 バンコク首都圏への転入者  
(5歳以上人口)の出身県  
(1975~80年)



(出所) 表1-8に同じ。

(注) 図中の①~⑩は Argro-Economic Zone.

表1-8 Agro-Economic Zone 別にみた、バンコク首都圏への転入者数

(1975~80年) グロス・ベース

(単位:人)

Agro-Economic Zone 別	バンコク首都圏への転入者数	Zone 別1 県当り平均転出者	Zone 別(県別)人口1,000人当り転出者
総計 (72県)	340,792 (100.0)	—	—
Zone 1 (5 県)	17,880 ( 5.25)	3,576	4.36
うち Udon Thani	8,090 ( 2.37)		5.53
Zone 2 (2 県)	24,415 ( 7.16)	12,208	12.10
うち Ubon Ratchathani	19,451 ( 5.71)		12.02
Zone 3 (4 県)	36,075 (10.59)	9,019	9.86
うち Khon Kaen	14,157 ( 4.15)		11.29
Roi Et	12,915 ( 3.79)		13.62
Zone 4 (3 県)	21,468 ( 6.30)	7,156	6.79
Zone 5 (2 県)	19,823 ( 5.82)	9,912	7.17
うち Nakhon Ratchasima	15,761 ( 4.62)		8.09
Zone 6 (3 県)	12,557 ( 3.68)	4,186	6.79
うち Nakhon Sawan	8,430 ( 2.47)		8.95
Zone 7 (2 県)	12,594 ( 3.70)	6,297	12.54
Zone 8 (4 県)	9,933 ( 2.91)	2,483	5.09
Zone 9 (5 県)	9,616 ( 2.82)	1,923	4.12
Zone 10 (5 県)	11,072 ( 3.25)	2,214	3.76
Zone 11 (9 県)	67,306 (19.75)	7,478	19.20
うち Ayutthaya	16,939 ( 4.97)		28.14
Suphan Buri	10,795 ( 3.17)		15.22
Nakhon Pathom	9,605 ( 2.82)		18.26
Zone 12 (4 県)	20,951 ( 6.15)	5,238	11.48
うち Ratchaburi	9,549 ( 2.80)		15.03
Zone 13 (2 県)	12,838 ( 3.77)	6,419	12.68
Zone 14 (3 県)	15,756 ( 4.62)	5,252	17.50
Zone 15 (2 県)	11,015 ( 3.23)	5,508	10.67
Zone 16 (2 県)	3,937 ( 1.16)	1,969	8.84
Zone 17 (5 県)	23,924 ( 7.02)	4,785	7.16
うち Nakhon Si Thammarat	8,895 ( 2.61)		7.32
Zone 18 (6 県)	6,229 ( 1.83)	1,038	5.17
Zone 19 (3 県)	3,403 ( 1.00)	1,134	3.14

(出所) NSO, 1980 *Population & Housing Census*. より作成。

(注) 1) 全国を19の Zone に区分する方式は、農業経済局の Agricultural Statistics of Thailand の区分に従った。ただし、本表では Zone 11 から Bangkok Metroplis はのぞかれている。

2) バンコク首都圏への転入者は5歳以上人口の数字であり、かつバンコク内での移動者・外国からの移住者を含まない。また、他県からの転入者でも出身県不明の者 (37,122人) はのぞかれている。

ンコクへの洪水のような流入は70年代になってからである<sup>42)</sup>。1980年センサスによって、首都圏へ人口を排出している諸県を絶対数で並べれば、ウボンラーチャターニー県を筆頭に、上位5県のうち4県までが東北部の諸県である。センサスが捕捉している東北部出身の流入者は11万9,661人に上り、全流入者の35.1%を占める。また、農業経済区別の「1県当り平均転出者」数は、Zone 2が1万2,208人、Zone 3が9,019人、Zone 4が7,156人、そしてZone 5が9,912人であり、全国の他地域と比較して格段に多い。

さらに、彼らの流出形態の特徴をいくつかの事例研究により推察すれば、彼らの流出はもっぱら農閑期を利用した短期・還流型の流出であり、また低学歴の若年者・未婚者を主体とした単身「出稼ぎ」型の流出である<sup>43)</sup>。こうした低学歴の短期就労者の場合、その労働力の質と条件により、「華人」を優先採用する商店の事務労働への入職はもとより、近代的な工場労働にも適応することが難しい。したがって、短期・還流型の労働力は、結局、臨時的・雑業的な職種に流入せざるをえず、都市の底辺的・不熟練労働市場への流出入を繰り返すことになる。サービス業や商業、建設業はこのような職種を多くかかえ、停滞的過剰人口の堆積や中高年齢層の増大が見られる。

要するに、農村過剰人口のプールたるコーラート高原から「低学歴」の不熟練労働力が不断に漏出し、首都圏の都市不安定就業者層に向かって流れ込み、追加的労働力の給源としての役割を果たしているのである。

(2) ところで、コーラート高原を長距離バスに乗って下ってきた東北農民達がバンコクで出会う雇用事情はどのようなものであろうか。ここでは、首都圏の労働需要の総量を規定する要因と、労働需要の質的特質について瞥見し、彼らが短期・還流型労働力たらざるをえない事情を労働需要の側面から説明しておきたい<sup>44)</sup>。

①1960年以降の従属的工業化は、繊維・衣料産業や食品加工業、家電や自動車産業などを主軸産業とし産業部門間の不均等発展を繰り返しながら、バンコクの旧市街地を中心に半径40kmの同心円内に放射状に波及=集積していく過程であった。同時にこの不均等発展は工業の局地的集積だけにとどまらず、

中枢管理機能（企業の本社機構・金融機関・国家機構）をもバンコク首都圏一点に集中しつつ、首都圏の産業構造の「高度化」を押しすすめるものであった。こうした産業構造の「高度化」は、地域間に支配・従属関係の網の目を広げつつ、資本・所得の地域的不均等＝首都圏集中と、就業・雇用機会＝労働需要の地域的不均等→向都移動＝労働力の地域的再配置を引き起した。こうして、経済の地域的不均等発展のもと、バンコク首都圏において追加的労働需要が喚起され、その「純」増加分は1970年から80年にかけて人口センサス・ベースで87.5万人、増加率76.8%という、急膨張ぶりであった。

しかし、②この国の再生産構造の一般的特徴は、その骨格を構成するはずの基礎部門において成長が未熟であり、それに起因して生産手段生産部門（I部門）と消費手段生産部門（II部門）の部門間交換が低調で、ひいては各業種・企業間の産業連関＝交換が稀薄であることである。したがって、II部門の成長も部門間交換を通じてI部門を押し上げるまでに至らず、またI部門の幼弱性のゆえにII部門の主要な生産手段を海外に依存するという従属的循環構造が形成されている。つまり一方では、景気が上昇すると輸入が激増し貿易赤字と対外債務が累積する構造がビルト・インされていること、他方では、「投資が投資を呼ぶ」式の国内への生産誘発構造が未熟であることを意味している。これは、結局、労働需要の波及的喚起を狭隘な範囲に留め、需要量そのものの拡大を制限する構造に他ならない。バンコク首都圏の1970年代における追加的労働需要87.5万人のうち、製造業が吸収した就業人口は21.4万人、増加寄与率はわずか24.5%に過ぎなかった。こうした製造業の雇用吸収力の低さは、産業連関の不均衡と迂回的生産過程の短絡という再生産構造の特質のゆえに、労働需要が波及的に喚起されていきにくい構造を物語っている。さらに、従属的發展は、1980年代に入ると対外債務と財政赤字の悪循環構造を定着・拡大し、85年には「緊縮経済」政策の採用を余儀なくさせて雇用不安を増大させている。とくに、ゼロ・シーリング政策と国営企業民営化による公務員・国営企業労働者＝「高学歴」労働力の雇用抑制・削減、総需要抑制とパーツ切り下げによる内需依存型企業の不振と倒産→労働者の失業と不安定就業の増大が進んだ。要す

るに、労働需要の地域的偏在＝首都圏集中が生じ向都移動を誘発するにもかかわらず、労働需要の総量そのものは底が浅く、農村過剰人口を吸収しうるほどの大きさと広がりをもたなかった。

③製造業における労働需要の質的特質は、企業が採用する生産手段と生産方法に規定された労働過程の特性と、そこで要求される労働内容＝熟練水準によって決定される。1970年代の経済成長を主導してきた繊維産業や自動車産業においては、生産の自動化・機械化と流れ作業方式の確立により作業の範囲は細分化され部分労働化＝職務（job）の分解が生じ、労働者の行なう作業は単純化・標準化・規格化された反復作業となっている。それゆえ、彼らは短期の企業内訓練によって養成されうるため、労働者に求められる能力・資質は、中等学校教育によって養成された基礎学力と、近代的工場の労働者としての労働習慣と規律、反復作業に耐えられる体力と根気だけである。そして、こうした半熟練労働力とともに、「管理的機能」とインストラクター的機能を具えたキー・パースンの新型熟練労働力や、高度な科学的知識と生産管理能力をもったエンジニア的労働力への需要が増大する。タイ企業の労働力需要の特質は、企業への入職口がただ一つではなく、これら各クラスの最下位職ごとに外部労働市場に開放され多層化され、そしてこれを前提にして層化された企業内昇進システムが並立していることである。その結果、労働市場は客観化された知的熟練＝学歴によって截然と分断され重層的な構造に編成されて、この層化されたシステムとリンクしているのである。このような構造のもとで、半熟練労働力が需給される労働市場においても小学校（P6）卒から中学校（M3）卒へ、あるいは高校（M6）卒へと「高学歴」化と選別の傾向が進行し、参入障壁が競り上がってきているのである。

以上要するに、「開発独裁」の主導する従属的資本主義的発展のもとで経済の地域的不均等が顕在化し、労働需要の地域的不均等＝首都圏集中が生じていること、しかしその労働需要の総量も国内への生産誘発効果に乏しい再生産構造のゆえに一定の限界が嵌られていること、その上その労働需要も学歴別に分断・選別され重層的な構造に編成され、ますます「高学歴化」の傾向にあるこ

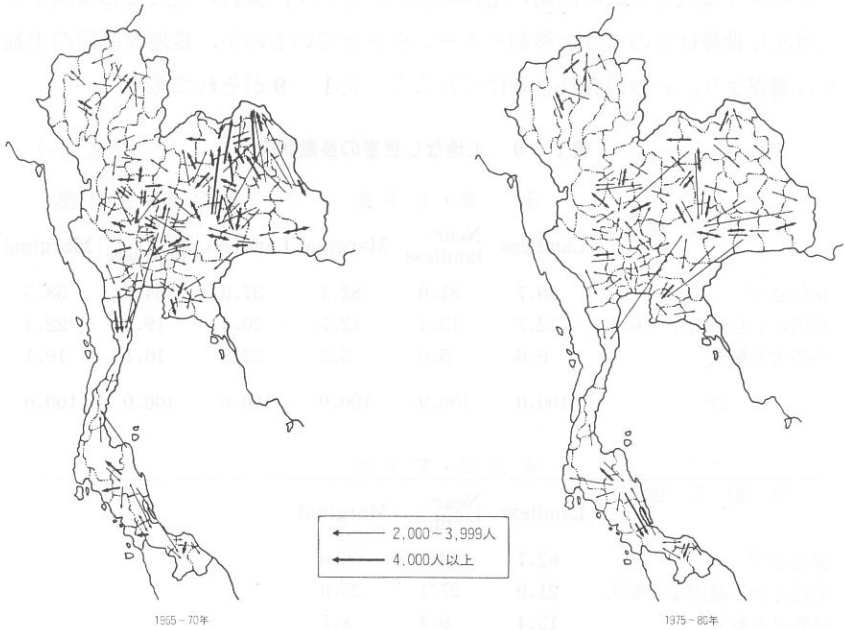
と、である。農村労働力が流入する首都圏の労働需要の構造がこのようなものであるとするなら、東北部農村出身の「低学歴」労働力が参入しえる労働市場は、通常、「高学歴」という参入資格・条件が要求される近代的労働力群の需給市場ではありえない。したがって、彼らが参入する市場は、重筋のない単純作業の、底辺的な不熟練労働市場となり、それは不安定・不規則・不完全な就労と極端な低賃金を特徴としている。かかる雇用と生活の不安定な条件のもとにおいては、「低学歴」労働者は「近代的労働者」として自己定立し都市定着を実現することは困難だといわざるをえない。かくて、農村出身の「低学歴」労働力は、結局、短期・還流(circulation)型労働力たらざるをえず、農繁期の稲作日雇をはじめ農村就業機会との間を流動しなければならない。そこで再び、過剰人口の農村還流と農村間流動が問題とならざるをえない。

### 3.1.3. 農村還流と農村間流動

(1) 農村労働力の地域間移動が、向都移動の一方だけでなく、「都市→農村」間移動の頻発としても現われざるをえないのは、以上の「都市の論理」から明らかである。しかし、東北農村には、都市からの還流労働力も、あるいは農村に滞留する労働力も、農村労働者として包摂しうるほどの、地域労働市場は発達していない。だからこそ、農村過剰人口は都市に流出したのである。とするならば、滞留労働力をはじめ、還流労働力は、農民層分解とは逆方向の、つまり賃労働者化ではなく農民化の方向に自らの生活の場を求めなければならない。「農村→農村」間移動とは、かかる〈過剰人口の農民化の途〉にほかならない。農村間移動＝入植耕作形態での換金畑作物栽培は、農村住民の「公有地」への「不法侵入」→耕境拡大と森林破壊の過程として展開することになる。したがって、農村間移動と「不法侵入」＝森林破壊とは表裏の過程として捉えなければならない。そこで、「不法侵入」の地域的広がりを知る手懸りとして、まず農村間移動の広がりを概観しておこう。

国内人口移動の動向を分析するための基礎資料は人口センサスであるが、既にこの資料を利用して観察した成果がいくつかある。ここでは、渡辺真知子が作成した県間人口移動の動態図を借用しておこう(図1-15)。①1970年代の

図1-15 人口センサスからみた国内人口移動(県間) —バンコクとの交流は除く—



(出所) 渡辺真知子「タイの経済発展と国内人口移動」『アジア経済』1988年2月号。第1図

後半に入ると、「特に、60年代後半に活発化した東北部、北部での交流が小さく」なり、「各県間の交流が鎮静化」した<sup>45)</sup>。これは、70年代後半に顕在化した、一つの新しい動向であり、畑作地の外延的拡大の頭打ち傾向と関係があるとみられている。②農村間人口流動の中心となった地域は、1960年代後半に活発化したように、キャッサバの主産地である Zone 1, 5, 15 (とくにナコンラーチャシーマー、ウドンターニー、ノンカーイ、ラヨン)、またメイズの主産地である Zone 6, 7 (とくにベッチャブーン、ロップリー)、あるいはサトウキビの主産地である Zone 8, 12 (とくにカンペンペット、プラチュアップキーリーカン) などであった。これらの人口流動の中心地はいずれもデルタを取り巻く後背地であるが、同時にすでに指摘したように森林破壊が最も

急激かつ大規模に進行した地域であった。

このような農村住民の流動の全体的動向のなかで、農村の最底辺を構成する土地なし世帯はどのような移動パターンをみせているのか、農地改革局の土地なし調査より、一つの資料を挙げておこう。表1-9がそれである。

表1-9 土地なし世帯の移動状況 (単位：%)

移動形態	北部・上半部			東北部・上半部		
	Landless	Near-landless	Marginal	Landless	Near-landless	Marginal
移住せず	80.7	81.0	82.1	57.3	64.0	58.5
郡内ないし県内より転入	12.7	13.4	12.7	20.4	19.9	22.4
県外より転入	6.6	5.6	5.2	22.3	16.1	19.1
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

移動形態	東北部・下半部		
	Landless	Near-landless	Marginal
移住せず	62.7	63.5	66.0
郡内ないし県内より転入	21.9	27.1	25.3
県外より転入	15.4	9.4	8.7
計	100.0	100.0	100.0

(出所) ALRO & ARTEP, *Landlessness in Upper Northern Thailand*. 1983, Table 3.9, ALRO, *Kan rai thidin thamkin khong Kasetkon nai Phak Tawanookchiennua tonbon*. [農地改革局『東北部・上半部の土地なし』] 1987, Table 8. ALRO, *Kan rai thidin thamkin khong Kasetkon nai Phak Tawanookchiennua tonlang*. [農地改革局『東北部・下半部の土地なし』] 1987, Table 8 および S. Chirapanda & W. Tamrongtanyalak, *Landlessness in Central Thailand*. 1981, Table 10.

(注) 「移住せず」には「村内移動」も含む。

①北部・上半部の3階層ではその80%以上が「移動せず」、他地域からの転入者が極端に少ないことが特徴である。また別の資料によると、この地域の土地所有の拡大要因は「購入」よりも「開墾」が大きな比重を占めていることを示している。これらの事実関係から、北部の農村住民は出身地域に滞留しつつ、周辺の山地を占有＝開墾していることが推測しえる。これに対して、②東



北部の農村住民の場合、きわめて高い流動傾向にある。とくに、上半部の Landlessness と Marginal farmers の場合、その40%以上が他地域からの転入者であり、しかも他県よりの転入者が多い。これは下半部でも同様であり、3階層とも35%前後は他村出身者でもって構成されている。こうした東北部に特有な高い流動傾向は「公有地」への「不法侵入」と移動耕作形態での焼畑の広がりを示すものである。

(2) ところで、このような農村住民の高い流動と森林地域への「不法侵入」の頻発を可能にさせたのは、1960年代以降の道路網の拡充と整備であった。

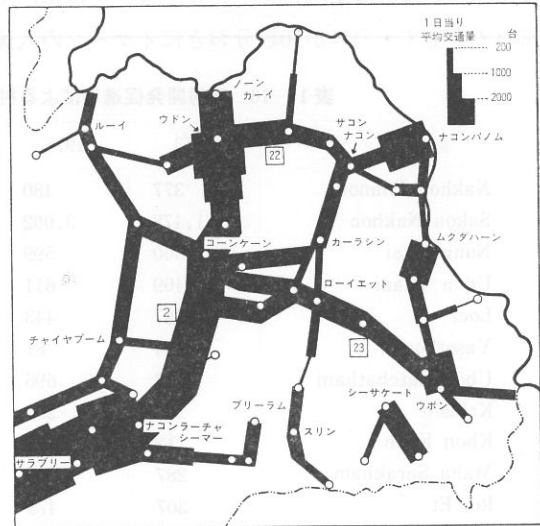
1958年にアメリカの援助によって、Friendship Highway がサラブリー＝ナコンラーチャーシーマー間に開通した。このハイウェイ建設の狙いは東北タイに駐留するアメリカ空軍基地への補給にあったが、

この経済的インパクトは大きく、人と貨物の道路輸送を激増させた。

Wisit Kasiraka によると、サラブリー＝ナコンラーチャーシーマー間のトラック輸送は、瞬く間に鉄道輸送を凌駕し、10トン・トラックで鉄道の35倍、4トン・トラックでも14倍の輸送量となった<sup>46)</sup>。この Friendship Highway 開通以前には、

道路も舗装されておらず、サラブリー＝ナコンラーチャーシーマー間の所

図1-16 東北タイの交通量地図



(出所) Department of Highways, *Traffic Volume and Flow Maps, 1972 data*. ただし, W. Donner, *The Five Faces of Thailand*. University of Queensland Press, 1978. Fig. 117 を利用。

(注) 1日当り平均交通量とは、チェック・ポイントを通過した乗物数のこと。

要時間は11時間以上もかかったが、現在では3時間で連絡することができる。その後、サラブリー→ナコンラーチャシーマー→コーンケン→ウドンターニー→ノンカーイの国道2号線、ウドンターニー→サコンナコン→ナコンパノムの国道22号線、マハサーラカム→ローイエット→ヤソトンの国道23号線、コーンケン→チュムペー→ルーイの国道12号線及び201号線が相次いで開通した。ハイウェイから15km以上離れて住んでいる人口は、1960年代半ばにはまだ40%もいたが、70年代初頭には僅か14%に減少した。図1—16は、農村間移動と森林破壊が激化する70年代前半の交通量の大きさを示したものである。国道2号線を幹線として、東北部の北端ノンカーイからサラブリーを経由して首都バンコクまで、人と貨物の大動脈が形成されているのが、一目瞭然である。実際、バンコクのチャトゥチャック公園（日曜市が毎週開催される）の向いにある東北行バス・ターミナルには、東北部のあらゆる県都をむすぶハイウェイ・バスが10数分おきにイサーンの人達を満載して発着している。

表1—10 農村開発促進局による村道建設 (単位: km)

県名	1973	1976	1978	1982
Nakhon Phanom	377	480	591	684
Sakon Nakhon	1,478	3,002	3,107	3,273
Nong Khai	500	599	764	882
Udon Thani	409	611	643	928
Loei	387	443	577	835
Yasothon	24	81	154	211
Ubon Ratchathani	503	696	983	1,391
Kalasin	200	282	432	624
Khon Kaen	112	209	325	506
Maha Sarakham	287	398	575	707
Roi Et	307	475	598	939
Buri Ram	430	598	736	967
Si Sa Ket	132	399	471	710
Surin	181	309	511	797
Chaiyaphum	241	328	420	560
Nakhon Ratchasima	129	433	928	1,358

(出所) Samnakngan Rengrad Phatthana Chonnabot, Krasuong Mahad Thai. (内務省・農村開発促進局) 内部資料より作成。

現在の交通量は、恐らく図1—16のその10倍以上に達するのではないかと推測される。

道路網の拡充は、こうしたハイウェイだけではない。村と村を連絡する地域の道路網も整備されていった。表1—10は、内務省の農村開発促進局が1970年代に開発した村道の長さを示したものである。これによると、村道の総距離は、1973年から82年までに、5,697 km から1万5,372 km へ、約2.7倍も延長され、全ての県で2,3倍も拡張された。とくに東北部への進入口にあたるナコンラーチャシーマー県ではこの間に10倍以上も伸びている。

このような道路開発の進展は物流を高速化・大量化するだけでなく、情報の伝達も速め、人の交流を飛躍的に拡大していった。東北部の農村住民は、これにより「公有地」や保有林に「不法侵入」=土地占有する交通手段と情報を獲得し、容易に流動していった。要するに、〈過剰人口の農民化〉の現象形態たる「農村→農村」間移動と「不法侵入」=森林破壊の基礎には、このような交通革命が横たわっていたのである。

### 3.2. 「不法侵入」の諸形態

われわれはこれまで、農村過剰人口が地域間流動を繰り返しながら森林地域に「不法侵入」していかざるをえない背景について述べてきた。しかし、一口に農村住民の「不法侵入(ブックルック)」といっても、森林の激しい破壊をもたらす、文字どおりの不法侵入から、土地私有規範の未熟のもとでの、いわば生活様式としての開拓移住まで、様々な諸形態がある。ここでは、若干の事例を引きながら、「不法侵入」の諸形態を区分し、その実態について検討してみたい。

#### 3.2.1. 国家の「囲い込み」運動と農村住民の「占有権」

(1) 1974年以降、内務省は、全国の国有地の確定=「囲い込み」作業を実行してきたが、この作業のなかで、地域住民の事実上の「占有権」が無効化→「不法侵入」扱いとされ、住民の強制立退き問題が表面化してきた。政府はしばしば、これらの「不法侵入」を森林破壊の主犯としてキャンペーンを張って

きた。そこで、東北タイにおける入植＝派生ムラのパターンと、国家の「囲い込み」によって疎外された伝統的な「占有権」問題とについて考えてみよう。

チュラロンコーン大学の社会問題研究所は東北タイのクラーク・ローンハイ地域について自然環境から経済・社会問題まで、総合的な調査を実施している<sup>47)</sup>。クラーク・ローンハイとは、東北タイのローイエット県、スリン県、シーサケート県、ヤソートン県、マハーサーラカーム県の5県10郡にまたがる、面積210.8万ライの「不毛」の大高原である(図1—5を参照)。このクラーク・ローンハイへの入植は、アユッタヤー時代にまで遡ることができる。18世紀末にラーオ族のムアン(地方国)が15程度あったが、19世紀末には100近くに増加したといわれている<sup>48)</sup>。当時、人口は、ローイエット、マハーサーラカーム、スリン、シーサケートの町場に集中し、このクラーク・ローンハイ地域は人口の稀薄地帯であった。人口の増加とともに移動が始まり、開拓村が次々と設立されていった。この地域の集落の平均的収容規模は、通常1カ村当り100世帯、人口600～800人程度であるとされる。それゆえ、入植とともに人口増加が進み、この限界規模にまで近づくと、人口を扶養する地域の資源に不足が生じはじめる。こうして地域のキャパシティに限界が生じると、パイオニア的家族が10～15世帯連れ立って移住をはじめ、近隣地域に派生村を設立する。このような開拓移住はローイエット県のドンデーン村では「ハー・ナーディー(美田を求める)」と呼ばれ、「土地や家屋を処分した複数の家族が牛車をつらね、文字どおり<良い水田を求めて>、元村から50キロときには100キロも離れた新たな開拓地へ向け移住する」<sup>49)</sup>という。枝村に派出した草分け家族は、母村の親戚を勧誘し、彼らの来住にさいしては占有した土地の一部を分与して生活を援助することもあった。このように、枝村において母村とのリンクが維持され、母村→枝村の人口移動の流れが作り出されて、母村の親族関係が再生することになる。また、妻方居住制にもとづく婚入も増え、枝村の人口が拡大していく。こうして数世代を経た後、この社会に必要な土地資源に限界が生じ、再び人口が外へ溢れ出していく。こうした「ハーナーディーによる開拓移住は、コーラート高原におけるラーオ族の故地ウボンラーチャターニーやローイエットから主として

西方へ向けて開拓前線を拡大<sup>50)</sup>し、1930年代から60年代にかけてチー川沿いをさらに西進しチャイヤブーム県やウドンターニー県に到達したという。すでに図1—3において、チー川とムーン川の分水界で森林が大きく後退し耕地化が進んでいることをみたが、それは、こうした200年にもおよぶ開拓前線の西進運動のなかで生じたものであった。

(2) 東北タイでは、個人的所有の対象として、つまり個人的な耕作の対象として土地に対する権利を主張することはあっても、富の蓄積手段として捉えることはなかった。アユッタヤー時代のトライロークカナート王時代(在位1448～88年)にサックディナー制が確立し、官僚にサックディナー(禄田)が与えられたが、その禄田は東北タイに封土されることはなかった。それゆえ、東北タイの土地は、ラタナコーシン時代の初期まで、排他的な私的所有権が設定されることはほとんどなかった。このような歴史的背景のなかで、東北タイの「人々は、かつて土地所有権という実体的な観念をもたず、どんな地片でも、また誰でも耕作できるという、一般的な理解にもとづき、人々は入植地に居住し、彼らの周辺の土地を自由に耕作した。」<sup>51)</sup>もちろん、人口が増加し、土地資源が稀少化してくると、排他的な観念が生れてくるが、人々が先取権を主張したのは自分が現に耕作している土地に限られていた。したがって、森林や池、村の入会地・放牧地は、村全体の公有であり、私的所有の対象とはなりえなかった。

しかし、1924年、内務省は、現地の事情を十分に掌握しないまま、これらの土地を「公有地」ないし「政府所有地」に編入してしまった。それは、土地証書を発行することもなく、ただ土地の境界に杭をたてただけの杜撰なものであった。そのため、それは本来、伝統的な「チャップ・チョーン(先取・占有)」慣行と抵触するはずのものであったが、実際上は農村住民の入植=占有を阻碍することはなかった。しかし、1954年、土地局は『土地法』を制定し、入植者たちに法的な土地証書を取得することを要求し始めた。〈S.K.1.〉は、のちに然るべき方法によって権利を確定する必要のあるもので、仮占有書と呼ばれるものである。住民は、〈S.K.1.〉を取得した後、土地利用権を示す〈N.S.

3.>を請求することができる。<N. S. 3.>は、<Chanot Thidin (地券)>ではないが、売買することのできる公的な土地証書である。1976年、<N. S. 3.>は、それまでに<S. K. 1.>を取得していた人達に初めて授与された。内務省土地局はこのような土地制度の近代化を進める一方、1974年、公有地の線引き作業 = 「囲い込み」運動を復活させ、10年以内に作業を完了することを目指し

表1-11(A) クラー・ローンハイにおける  
1974年以前の土地証書発行状況

土地証書の種類	面積 (ライ)	構成比 (%)
権利証書 (Chanot Thidin)	434	0.02
保有証書 (N. S. 2, N. S. 3, N. S. 3. K.)	45,943	2.43
仮占有証書 (S. K. 1)	651,199	34.45
証書なし	893,407	47.27
政府所有地	299,017	15.82
計	1,890,051	100.00

(出所) Social Research Institute, *Kula Ronghai Project*. Vol. 2, Chulalongkorn University, 1981, p. 7-39.

表1-11(B) クラー・ローンハイにおける発行済土地証書 (N. S. 3. K.)

(1981年現在)

県名	区画 (件)	面積 ① (ライ)	地域面積に占める ①の割合 (%)
スリン	21,384	144,092	27.12
ローイ・エット	54,015	421,380	39.80
マハー・サーラカーム	11,821	107,991	61.70
ヤソートン	35,862	148,841	— *
シー・サ・ゲート	47,441	197,095	44.18
計	176,561	1,049,798	49.81

(出所) 表1-11(A)に同じ。p.7-33.

(注) \*の指数が割り出せないのは、分母となる地域面積に一部不明があるためである。

タイの森林破壊と生態系の攪乱 (II)

表1-11(C) クラー・ローンハイにおける村落レベルの土地証書のタイプ(1981年)  
(単位:%)

証書の タイプ	村落名	Saphon Thong		Muang Tao		Saen Si Yai	
		区画数	面積	区画数	面積	区画数	面積
権利証書 (Chanot Thidin)		—	—	—	—	—	—
保有証書 (N. S. 3, N. S. 3. K.)		1.0	1.7	38.6	22.2	74.5	81.5
仮占有証書 (S. K. 1)		3.1	1.4	7.9	12.1	0.9	1.1
地税支払い地 (B. P. T. 6)		86.7	91.6	45.7	53.6	19.8	15.7
証書なし		9.2	5.3	7.8	2.1	4.8	1.7
計		100.0 (98件)	100.0 (2,467 ライ)	100.0 (89件)	100.0 (2,425 ライ)	100.0 (140件)	100.0 (4,373 ライ)

証書の タイプ	村落名	Ta Nop		Ta Lung		Non Sombun	
		区画数	面積	区画数	面積	区画数	面積
権利証書 (Chanot Thidin)		—	—	—	—	—	—
保有証書 (N. S. 3, N. S. 3. K.)		23.6	27.7	53.7	60.4	90.6	89.7
仮占有証書 (S. K. 1)		4.5	3.5	12.6	16.6	—	—
地税支払い地 (B. P. T. 6)		65.2	63.9	15.8	11.8	5.6	8.8
証書なし		6.7	4.9	17.9	11.2	3.8	1.5
計		100.0 (106件)	100.0 (2,402 ライ)	100.0 (95件)	100.0 (909 ライ)	100.0 (53件)	100.0 (329.5 ライ)

(出所) 表1-11(A)に同じ。p.7-35.

た。ところが、それまで多くの農村住民たちは、1924年時に囲い込まれた、いわゆる「公有地」内に入植し、数世代にわたってその土地を占有してきた。しかも、彼らは、彼らの「占有地」にかけられた地税を毎年きちんと支払い、郡庁から<B. P. T. 6. (地税領収書)>を受領していた。

表1-11(A)は、所有権設定作業が始まる以前の段階におけるクラール・ローンハイの所有状況を示したものである。見られるように、地域の土地の47%は「証書なし」の土地であり、〈S.K.1.〉の土地が34%ある以外、土地証書はもちろん、〈N.S.3.〉もほとんどゼロに等しいものであった。しかし、所有権設定作業が進んでくる1981年の段階になると、〈N.S.3.K〉の発行は17万6,561区画、面積にして104万9,798ライに達し、その地域の約50%の土地に発行されたことになる(表1-11(B)を参照)。ただし、これを村別により立ち入って観察してみると、表1-11(C)に明らかなように、〈N.S.3.K.〉の発行がノン・ソムブーン村やスェーン・シー・ヤイ村のように、90~80%に達している村がある一方、ター・ノープ村やサボン・トーン村のように30%に達しないばかりか、たんなる地税の領収書に過ぎない〈B.P.T.6.〉の土地が90%も残存している村がある。「多くの場合、村人は、地税領収書と法的な土地証書とを取り違えている。このような誤解は全国いたるところで見られる。』<sup>52)</sup>結局、土地局は、牧草地や池を中心に「公有地」として囲い込み、森林は「国有保全林」とした。農民的占有地については一部を〈N.S.3.〉地として土地利用権を認めたものの、多くを〈B.P.T.6.〉地のまま放置した。〈B.P.T.

図1-17 クラール・ローンハイの土地所有図 (1981年現在)



(出所) Chulalongkorn University, Social Research Institute, *Kula Ronghai Project, Review for Implementation*, Vol.2. Map.7-2, 1981.



6.>とは、土地利用証書である<N. S. 3.>でないのはもちろん、仮占有証書である<S. K. 1.>でもなく、なんらの保有権(ないし所有権)をも表現するものではない。このため、彼らの<B. P. T. 6.>の土地は結局「土地証書なしの土地」として取り扱われることになる。以上述べてきたクラー・ローンハイの土地所有状況を地図に落してみれば、図1-17のようである。【100】

以上要するに、クラー・ローンハイにおいて、1974年以来、当地の村人が食料や薬用植物、燃料、農具や家屋資材などの給源として依存してきた森林や池、草地在「公有地」としてエンクロージャーされ、その利用から締め出されることになった。そればかりか、数世代にわたって占有=耕作してきた農地が「法的土地証書のない土地」→「不法占拠地」として取り扱われることにもなった。こうして、国家によるエンクロージャーと法的な所有権設定作業により、伝統的な「先取」権や「占有」権が疎外され、多くの住民は、知らないうちに「不法侵入者」扱いを受けることになった。それゆえ、この「不法侵入」の形態は、言葉の厳密な意味での不法侵入ではなく、むしろ逆に国家が伝統的な農民的占有権を不当に否定する形態であった。とはいえ、森林破壊の点についていえば、この形態の「侵入」が18世紀後半から長期にわたりチー川とムーン川の分水界を西進したことにより、そこに簇生していた乾燥フタガカキ林が大きく後退したことは否めない。しかし、この形態の「侵入」は、のちに述べる「伐採地への乱入」形態に見られるような、「わが亡きあとに洪水はきたれ！」式の、全てを焼き尽くす開拓とは異なり、農地と森林とのバランスを一定考慮した開拓であった。実際、彼らは生活資源の多くを森林に依存してはじめて生活できたのであり、また、最近の在来林の破壊——木材業者や森林局が森林再生を大義名分にして逆に在来林を破壊し、ユーカリのモノカルチャー的植林を強行——に対して最も頑強に抵抗しているのも、彼らである。【101】

### 3.2.2. 地方有力者の「囲い込み」と分譲

「ラーサドーン(人民)」の「不法侵入」といわれているもう一つの形態は、地方有力者が国有保全林等を不正に囲い込み、農村住民に分譲する形態であ

る。この「不法侵入」形態は、1960年代以降、アクセスの容易な可耕地が枯渇化するなかで増加しており、それは、前項でみた開拓移住形態の、現段階における転化形態といえるかもしれない。ここでは、まずいくつかの事例を挙げておこう。

**【事例1】** ナコンラーチャシーマー県ピマイ郡サームリット村では、1979年雨季の早魃が稲作に大きな打撃を与えたため、村民の多くは土地と就業機会をもとめて他出する必要に直面した。近くのピマイには「自助入植計画」地（1,000～2,000ライ）があり、公式的には1世帯当り15～20ライの土地が分配されるはずであったが、サームリット村の貧農は分配に与かれなかった。そこで、彼らは、同村より150 km先のシー・ケーウ郡ボーン・ノーン・パイ村に転出することにした。というのは、ボーン・ノーン・パイ村には分譲地があり、開墾地で1ライ当り600パーツ、未開墾地では300パーツで購入できたからである。もっとも、これらの土地は本来は国有保全林の一部であり、ボーン・ノーン・パイ村の一部の有力者が勝手に無断占有＝開墾し、分譲したものである。この地域の大土地所有者（つまり無断占有者）の一人は村の助役であり、自らは100ライを耕作する一方、数100ライを分譲と小作用に所有している。他地域からの移住者はグループを組んで転入し、急造長屋に共住しつつ購入地ないし小作地の耕作にあたる。彼らは、この転入をまだ一時的な他出とみなし、家族を同伴していない。彼らが新しい土地で栽培するものはキャッサバである。キャッサバは管理が不要なため作付け後は母村に帰村し、通常の稲作作業に従事する。また、土地を購入・小作できない者は、周辺の開墾や農作業の日雇労働者として雇われる。日雇賃金は1日当り平均25～30パーツである<sup>53)</sup>。

**【事例2】** クラー・ローンハイの入植者たちは、従来、自らの家族労働力と畜力で少しづつサバンナを開拓してきた。しかし、最近になって、こうした伝統的な開墾方式から、トラクターの使用をはじめ新しい技術を導入し、大規模に開発する方式へと変わってきた。そして、開発業者は、大規模に開発した土地に対して、当然排他的な権利を主張する。かつての「耕作に基づく農民的

占有」とは異なった所有形態の出現である。こうした新しい開発方式と土地所有形態がクラー・ローンハイにおいても急速なスピードで増加した。従来は、耕作に必要なだけの土地が開拓されたに過ぎなかったのだが、最近の開発は、商人や裕福な農民によって投機目的で行なわれるようになったのである。こうして大規模に開拓された土地は、開拓後、分譲されたり、相続されたり、また人を雇って大規模にプランテーション栽培されたり、あるいは養魚用の溜池に転換されたりした。これらの開拓地には、法的な土地所有権が設定されていないにもかかわらず、新旧の入植者の間で、土地取引が行われたし、現に今も行われている。ただし、この過程は継続的なものではなく、クラー・ローンハイでは大土地所有の発生は稀である<sup>54)</sup>。

**【事例3】** シーキョ郡はナコンラーチャシーマー県の南部に立地し、同県のキャッサバ栽培の中心地であり、タピオカのペレットとデンプンの工場が立ち並んでいる。そのシーキョ郡の一角、ノーンカム村には、「ナックレーン（ならず者、顔役）」で有名な、ガムナン（行政村長）Kがいる。ガムナンKは、多数の子分をもち、この一帯に大きなキャッサバ畑をもっている。彼は、数年前より、サップラドゥー森林公園の裾野一帯に居住する住民多数を脅迫して追い出し（抵抗した住民は銃で殺したという）、23区画・数千ライの土地を領有した。彼は、付近の村民を雇い、立木や灌木を切り払って平地にしたのち、シーキョ郡の警官にライ当り800～1,000バートの価格で売却した。警官は、さらにライ当り3,500バートの価格でその土地を建設業者や住民に転売したという。現在、その土地には、一部でキャッサバが栽培されている<sup>55)</sup>。

われわれは、以上の事例から農村住民の「不法侵入」について一つのパターンを理解することができる。つまり、一般の農村住民は、今や法的に禁止されている国有保全林に公然と立ち入り自ら直接伐採・開墾することは困難となり、地域の「ブー・ミー・イティポーン（有力者）」が日雇を雇って大規模に開発した土地の分譲に与かるだけである。地方の有力者とは、ガムナン、郡庁役人、警察、軍関係者、そして場合によっては本来監視する役目の県森林事務所の人などであり、彼らは結託して保全林や国有地に不法侵入し、大規模な

開発→分譲を行なって、私腹を肥やしている。このことは、最近の南部の大洪水の事故調査結果からも明らかである。ナコンシータマラート県ピブーン区では大きな山崩れが発生し多数の死傷者がでたが、その原因になったのがナコンシータマラート県林業会社の森林伐採であった。同社の木材の切り出しは一時禁止されていたが、同社は、伐採の再開にあたり、県庁、警察、軍関係者の抱き込み工作を行なって再開に漕ぎつけたのである。この事実は、ほかでもない警察長官補佐のプラティンが警察局の予算審議の席上で暴露したものである<sup>56)</sup>。

このように、最近では農村住民の多くは分譲・購入によって土地を入手する傾向が増えており、農民自身が直接「不法侵入」し「無断占有=耕作」するケースは減少してきていると思われる。しかし、このようにして入手した土地も、法的には「不法占有」地であり、それを耕作する農民も「不法侵入」者にほかならない。森林局は、これら「不法侵入」=「無断耕作」者を掌握すべく、1982年1月1日以前に「クロープ・クローン（占有）」した土地に限って<S. T. K.>という土地利用の証明書を発行している。<S. T. K.>は、国有林の「不法占有者」に15ライを上限として耕作権を与え、それ以上の土地は森林局からの借地（借地料1ライ10パーツ）という形にし、有効期間5年間、譲渡無効・担保能力なし、というものである<sup>57)</sup>。とりあえず、「不法侵入」者の実態を知る手懸りとして、1982年現在の数字を挙げておけば、<S. T. K.>発行数62万4,048戸、森林局よりの借地世帯数17万5,771戸（341万2,968ライ）であった。なお、ナコンラーチャシーマー県において「不法侵入」された森林は13カ所、<S. T. K.>発行数は7,042件であった<sup>58)</sup>。

最近、政府は、国有保全林保護キャンペーンの一環として、こうした「不法侵入者」の摘発を各地で実施し、住民との対立を深めている。例えば、最近の事例では、チャチューンサオ県のサナムチャイケート郡で、重装備の軍=警察による合同手入れ（1989年1月22日）があり、「保全林」内に居住する63世帯が摘発された。「不法侵入」罪は、5,000～5万パーツの罰金と6カ月～5年の禁固刑であるが、通常は罰金のみを科し、執行猶予2年である<sup>59)</sup>。地域住民の慣行的なチャップ・チョーン（占有）の権利が、国家による「公有地」のエン

クロージャーとその利用からの締出しによって押し潰されているところに、この事件の真因がある。

### 3.2.3. 農民の「囲い込み運動」

東北タイの多くの村には、いわゆる入会地にあたる「ティー・サータラナ」がある。村のなかにある入会地には、蚕を育てる桑の木が植えられたり、薪を採取するため自由に出入りできる森林であったり、あるいは貴重なタンバク源補給のための養魚池があったりする。こうしたティー・サータラナは、明確な“Public land”としての概念が育っていないにしても、実質的には村の公有地であり、従来は私的占有の対象から外されていたものである。しかし、1960年代以降の商品畑作物の栽培が普及するなかで、この入会地のエンクロージャー・ムーヴメントが農民の間で広がってきている。例えば、私が調査したことのある、コーンケン県マンチャーキリ郡ター・サーラー村では、ブーマイ(村長)の説明によると、約40ライあった村の入会地が村人によって勝手に開墾され、現在はサトウキビ畑に転換しているという。あるいはまた、ナコンラーチャーシーマー県シーキップ郡ラートブッアカーウ村ノーンテェー区でも、村のティー・サータラナがチャップ・チョーンされ、キャッサバが植えられている<sup>60)</sup>。

こうした農民レベルの「囲い込み運動」によって入会地の森林が破壊され、地域の森林のスプロール現象が拡大しているように思われる。

### 3.2.4. 伐採地への乱入

伐採権を取得した伐採業者が受権地域に伐採用の導入路を切り拓くと、周辺の住民が伐採業者と競争する形でその導入路を辿って殺到する。そして、あらゆる立木を切り倒し焼き尽くしたあと、キャッサバやサトウキビなどの換金作物を植え付ける。こういう伐採地への不法侵入は、全ての伐採受権地帯において見られる。

**【事例1】** ナコンシータマラート県 トゥン・マイ郡 ナレスアン区のホアイ・カーケーンは、アジア有数の自然林で種の宝庫であり、野生保護区に指

定されている地域である。タイ合板会社は、その保護区に隣接する国有保全林の伐採権を取得したが、その国有林の伐採にとどまらず、バーンテン地域内の重要な牧草地をも破壊した。この破壊はホアイ・カーケーン保護区へ侵入する道をつけることになり、同保護区の東側に約1万人もの入植者が殺到し、周辺の森林を根こそぎ焼き尽くしパラ・ゴムノキを植え付けた。現在、この保護区を守るための運動も起こり、野生保護法の再検討も始まっている<sup>61)</sup>。

**【事例2】** ナコンシータマラート県のピブーン地区では、1988年の11月下旬に襲った豪雨のため、山の斜面を切り倒された数千の丸太が激しい地滑りとともに落下し、麓の部落を飲み込んだ。この数百人の死者を出した惨事は、違法伐採の責任問題から森林資源の保護問題まで世論を喚起し、国政の重要問題にまで発展した<sup>62)</sup>。もし、伐採会社が同地区の受権地帯で伐採した千本の丸太だけであったならば、泥石流と丸太の雪崩で生じた事故はこれ程までにはならなかったといわれている。「実際は村人自身による森林の侵食が事故を大きくしたのだ。たいていの場合の伐採地区がそうであるように、木材会社は伐採権を取得すると、まず森林へ入る道路を伐り拓く。するとそれにつれて村人たちも容易に森林に入り込むことができる。地元役人筋は1984年には授権地帯③の分水嶺近くまで村人たちによる不法伐採が広がっていたという。さらに会社が授権地帯④の低部で伐採を始めると村人たちもこれについて不法伐採に拍車をかけ、丘陵下部と山の斜面の森林はことごとく禿山と化し、その後には植えられたゴムの植林地区と化してしまった。森林の侵食はこうして④地帯と⑤地帯の一部で山の上へ上へと伸び分水嶺にまで達したという。」<sup>63)</sup>

このように、伐採業者が受権地帯への進入路をつけると、周辺住民がその道を辿って我先にと押し寄せる。伐採業者の受権地帯の伐採はいわゆる択伐であるが、侵入者の場合は、灌木や下生えの類まで切払い焼尽くして、灰色の荒涼たる裸地をつくる。その後、東北部の場合はキャッサバを、南部や東南部の場合はパラ・ゴムノキを植え付けるのであるが、ほとんどが傾斜地であるため、雨季のスコールによって容易に土壌流亡が引き起され、作物が育たなくなる。伐採業者の不法伐採と手を携えてすすむ、こうした住民の不法侵入が、最近の

森林破壊の元凶となっている。「不法侵入」の諸形態のなかで、最も環境破壊的であり、植生の回復は絶望的なものだといわざるをえない。

われわれはこれまで、農村住民による「不法侵入」の背景と、その諸形態について検討してきた。最後に、簡単なまとめをしておこう。

経済の地域的不均等発展によって労働需要の地域的偏在＝首都圏集中が尖鋭化し向都移動が激増するが、にもかかわらず首都圏の労働市場の構造は、東北タイの下層農民より析出される「低学歴」＝若年労働力を一方で「吸収」と同時に絶えず反発し、彼らの都市定着→近代的労働者としての成長を阻碍するような、狭隘な構造を特徴としている。このような段階での資本による労働力配置は、農村・農業人口の都市・工業部門への一方的移動、あるいは小生産者の階級分解→都市賃労働者化ではありえず、絶えずその逆方向の傾向、つまり都市労働力の農村還流と農村人口化、農村間流動と滞留、あるいは農村小生産者化の傾向を随伴させるものである。そして、この農村還流と農村流動は、「公有地」への「不法侵入」と不可分の、表裏一体の過程として展開し、森林破壊を大規模に引き起すことになった。かかる意味で、森林破壊の「原罪」は、従属的資本主義化のなかで極端にまで推し進められた経済の地域的不均等発展、あるいは「都市と農村の対立」に求めなければならない。

#### 注

- 39) W. Blanchard, *Thailand: its People, its Society, its Culture*. HRAF Press, 1958, p. 57.
- 40) E. Seidenfaden, *The Thai Peoples*. Book 1. The Siam Society. 1967. p. 111.
- 41) Somthawin Sungsuwan, *op. cit.*, p. 26.
- 42) D. Porpora & Mah Hui Lim, "The Political Economic Factors of Migration to Bangkok." in *Journal of Contemporary Asia*. Vol. 17, No. 1, 1987. p. 86.
- 43) 労働移動の事例研究には、R. J. Pryor (ed), *Migration and Development in South-East Asia: A Demographic Perspective*. Kuala Lumpur, 1979. や United Nations, *Comparative Study on Migration, Urbanization and Development in the ESCAP Region: V. Thailand*. New York, 1982. また T. D. Fuller & Others (ed), *Migration and Development in Modern Thailand*. Bangkok, 1983. など、枚挙にいとまがない。

- 44) 以下、首都圏労働市場の構造については、田坂敏雄編著『東南アジアの開発と労働者形成』勁草書房、1989年、第3章と第4章を参照。
- 45) 渡辺真知子「タイの経済発展と国内人口移動」『アジア経済』Vol.29, No.2, 1988年, 31頁。
- 46) Wisit K., “Economic Effects of the Friendship Highway” in *Development Digest*, Vol.4, No.2, July 1966. pp.34-40.
- 47) Social Research Institute, *Kula Ronghai Project*. Chulalongkorn University, 1981.
- 48) C. F. Keyes, “In Search of Land: Village Formation in the Central Chi River Valley, Northeastern Thailand” in *Contributions to Asian Studies*, Vol.9, 1976. pp.48-51. また、Toem Wiphakphojanakit, *Prawaditsat Esan*. [トゥーム『イサーン史』] Mahawithayalai Thammasat, 1987. は、東北タイ各県の略史と地域行政史を叙述している。
- 49) 武邑尚彦「タイの農村社会」(北原 淳編『東南アジアの社会学』世界思想社)、1989年、256頁。
- 50) 武邑尚彦、同上論文、256頁。
- 51) Social Research Institute, Chulalongkorn University, *op. cit.*, Vol.2, p.7-2\*
- 52) Social Research Institute, Chulalongkorn University, *op. cit.*, Vol.2, p.7-33.
- 53) Suthiporn C. & Worwait T., *Landlessness in Central Thailand*. Agricultural Land Reform Office, 1981. pp.38-39.
- 54) Social Research Institute, Chulalongkorn University, *op. cit.*, Vol.2, Cap.6.
- 55) 筆者の聞き取り調査より(1988年12月22日)。
- 56) *Bangkok Post*. December 8, 1988.
- 57) Kong Jatkan Thidin Pasanguan Haengchat, *Naewthang Kanpathibatngan, Khrongkan Chuoilua Ratsadon hai mi Sitthamkin* (S. T. K.). [国有保全林土地管理部「人民の生活権を援助する計画 (S. T. K.), 実行方針」], 森林局, 1982。
- 58) Samnakngan Pamai Jangwat Nakhonratchasima, *Kanpathibatngan, Nganjad Thidin Pamai*. [ナコンラーチャシーマー県森林事務所「森林管理事業実行結果」(内部資料)]。
- 59) Nanya Pancharoen, “Mass arrest of forest encroachers.” in *The Nation*, February 23, 1989.
- 60) 筆者の聞き取り調査より(1988年12月20-21日)。
- 61) Belinda Stewart Cox, “The Case of Huai Kha Khaeng.” in *The Nation*, November 27, 1988.
- 62) 1988年12月から89年1月にかけての *The Nation* や *Bangkok Post* など各紙記事。
- 63) 『バンコク暹報』1988年12月19日号。